

自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友銀行（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成29年 6月末	経過措置 による 不算入額	平成29年 3月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,165,540		5,997,169	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,337,824		3,337,824	
2	うち、利益剰余金の額	2,827,716		2,690,582	
1c	うち、自己株式の額（ ）	-		-	
26	うち、社外流出予定額（ ）	-		31,237	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	1,137,686	284,421	1,110,652	277,663
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	7,303,227		7,107,822	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	128,654	32,163	128,279	32,069
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	128,654	32,163	128,279	32,069
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 33,411	△ 8,352	△ 28,183	△ 7,045
12	適格引当金不足額	37,980	9,495	23,124	5,781
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	47,698	11,924	46,740	11,685
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	153,555	38,388	152,821	38,205
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-	-	-
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		334,478		322,783	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）		6,968,748		6,785,039	
その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	450,000		450,000	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		608,591		607,479	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		△ 156		△ 160	
		うち、為替換算調整勘定の額	△ 156		△ 160	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）		1,058,434		1,057,318	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	61,008	15,252	61,008	15,252
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調達項目の額に算入されるものの額の合計額	16,672		14,575	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	11,924		11,685	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	4,747		2,890	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	77,681		75,584	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	980,753		981,733	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,949,501		7,766,772	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	904,930		905,332	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	843,742		873,744	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	180,574		175,432	
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	175,367		170,218	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,206		5,214	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,929,246		1,954,510	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	120,000	30,000	120,000	30,000

	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,747		2,890	
	うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	4,747		2,890	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	124,747		122,890	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,804,499		1,831,619	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	9,754,001		9,598,392	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	71,556		72,106	
	うち、前払年金費用に係る額	10,486		10,436	
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	42,995		42,995	
	うち、その他金融機関等のTier2資本調達手段に係る額	9,288		9,914	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	51,473,968		51,575,789	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	13.53%		13.15%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	15.44%		15.05%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	18.94%		18.61%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	363,215		386,929	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	523,258		524,160	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	2,829		2,412	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	276,042		277,287	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	618,678		618,678	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,008,620		1,008,620	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	